

**青梅市新型コロナウイルス対策助け合い基金条例の一部を
改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 0 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

新型コロナウイルス感染症の位置付けが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する 5 類感染症に移行し、所期の目的を達成したことを踏まえ、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市新型コロナウイルス対策助け合い基金条例の一部を
改正する条例**

青梅市新型コロナウイルス対策助け合い基金条例（令和 2 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号および第 3 号を次のように改める。

(2)および(3) 削除

第 2 条第 2 項を削る。

第 4 条中「第 2 条第 1 項各号」を「第 2 条各号」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。